

大津市公報

平 成 24 年 3 月 30 日 号 外 (第 19 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

	規	則
37	大津市職員等の公正な職務の	執行の確保に関する条例施行規則
38	大津市立児童館の管理運営に	関する規則
39	大津市ふれあいセンターの管理	里運営に関する規則7
40	大津市道路台帳等に関する書類	頭の閲覧及び写しの交付に関する規則13
41	大津市契約規則の一部を改正す	する規則17
42	大津市介護老人保健施設事業與	才務規則の一部を改正する規則17
43	大津市旅館業法施行細則の一部	邵を改正する規則17
44		邵を改正する規則17
45	大津市廃棄物の処理及び再利用	用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則18
46		D一部を改正する規則20
47	大津市立保育所の管理運営に	関する規則の一部を改正する規則21
48		田則の一部を改正する規則22
49	大津市児童福祉負担金条例施行	^{〒規則の一部を改正する規則22}
50	大津市老人福祉センターの管理	里運営に関する規則の一部を改正する規則22
51	大津市老人デイサービスセング	ターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則23
52	大津市国民健康保険条例施行規	見則の一部を改正する規則23
53		管理運営に関する規則の一部を改正する規則27
54		則の一部を改正する規則27
55		皆の指定等に関する規則の一部を改正する規則27
56	大津市指定地域密着型サービ	ス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に
Ī		儿29
57		資等に関する規則の一部を改正する規則40
58	大津市屋外広告物条例施行規則	側の一部を改正する規則41
59		よる処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一
Ė		41
60		条例施行規則の一部を改正する規則42
61		廃等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則43
62		災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則
(43
	訓	*
11	大津市民病院院内保育所の設	置及び管理に関する規程の一部改正43
	告	示
61		触機関等について)の一部改正43
62	平成13年告示第33号(騒音規制	制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定について)
		44
63		定について44
64		定について
	福祉事務所訓	·
1	大津市福祉事務所事務決裁規稅	呈の一部改正44

規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為等)

第2条 条例第2条第3号工の職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為は、おおむね次に掲げるものとする。

正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵が あるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれら の瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為 長時間又は長期間にわたり執拗に要望等を繰り返す行為

前2号に掲げるもののほか、これらの規定に類するものとして職員等の公正な職務の執行を妨げる行為であると市長が認める行為

2 条例第2条第3号オの暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段を伴う行為は、おおむね次に掲げるものとする。

暴行、暴言、脅迫、けん騒その他不穏当な言動で職員等の職務の執行を妨害する行為

前号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為

拒否されたにもかかわらず、職員の自宅その他私的な活動場所を訪問し、又は電話等による応対を求める 行為

(要望等の記録)

第3条 条例第9条第1項前段の規定による要望等の記録は、要望等記録兼報告書(別記様式)に必要な事項を 記載して行うものとする。

(要望等の移送)

- **第4条** 職員等は、当該職員等以外の職員等の職務に関する要望等を受けたときは、当該要望等を所管する職員等に適切に移送するものとする。
- 2 前項の規定により移送を受けた職員等は、条例及びこの規則の規定に基づき、当該移送を受けた要望等を適切に処理するものとする。

(要望等の報告等)

第5条 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては要望等記録兼報告書を、要望等(申請を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 市長

重要なもの 部長(大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)第2条第9号に規定する部長をいう。) 定例又は軽易なもの 課長(大津市事務決裁規程第2条第11号に規定する課長及び市長が指名する職員を いう。以下同じ。)

- 2 前項の規定にかかわらず、市民病院及び介護老人保健施設ケアセンターおおつにおける要望等の記録等の提出に関し必要な事項は、病院長及び介護老人保健施設ケアセンターおおつ所長が別に定める。
- 3 職員等は、要望等の記録等を提出したとき(執行機関等が要望等を自ら記録したときを含む。)は、当該記録等の写しをコンプライアンス推進室長に提出するものとする。ただし、定例又は軽易な要望等にあってはこの限りでない。

(不当要求行為に対する対応)

第6条 コンプライアンス推進員は、不当要求行為に組織的に対応するため、不当要求行為が発生した旨の報告を受けたときは、当該不当要求行為への対応について必要な指示を行い、及び必要に応じ関係機関へ情報の提供又は協力の要請を行うほか、自ら不当要求行為への対応を行うものとする。

(公益目的通報)

- 第7条 条例第14条第1項又は第2項の規定による公益目的通報は、文書又は口頭ですることができる。
- 2 文書で前項の公益目的通報をするときは、当該文書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

公益目的通報の趣旨及び理由

公益目的通報の年月日

公益目的通報者の氏名及び住所その他の連絡先(条例第14条第4項ただし書の規定に該当する場合を除 く。)

- 3 口頭で第1項の公益目的通報をするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。
- 4 前項の公益目的通報があったときは、コンプライアンス推進室長若しくはその指名する職員又は外部監察員 は、聴取書を作成しなければならない。

(コンプライアンス推進室長による通報対象事実の調査)

第8条 コンプライアンス推進員は、条例第16条第2項の規定によりコンプライアンス推進室長が通報対象事実 に係る調査を行うときは、当該調査を行わないものとする。

(公益目的通報に係る弁明の機会の付与の手続)

- 第9条 条例第17条第2項の規定による弁明は、口頭で行うものとする。
- 2 前項の弁明は、コンプライアンス推進室長が主宰する。
- 3 前2項に定めるもののほか、弁明の機会の付与の手続については、大津市聴聞及び弁明の機会の付与の手続 に関する規則(平成9年規則第35号)第2章の規定の例による。

(公益目的通報者への通知)

第10条 条例第19条の規定による公益目的通報者への通知は、郵便、信書便その他適宜の方法により行うものとする。

(不利益取扱いの是正の申出)

第11条 条例第21条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

申出の趣旨及び理由

申出の年月日

申出者の氏名及び住所その他の連絡先

(不利益取扱いの事実の調査)

第12条 コンプライアンス推進員は、条例第21条第2項において準用する条例第16条第2項の規定によりコンプライアンス推進室長が不利益取扱いの事実に係る調査を行うときは、当該調査を行わないものとする。

(外部監察契約の締結の手続)

第13条 市長は、条例第23条の規定により、外部監察契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

外部監察契約の期間の始期及び終期

外部監察契約を締結した者に支払うべき費用の額

外部監察契約を締結した者に支払うべき費用の支払方法

(外部監察契約を締結した旨の公告)

第14条 市長は、外部監察契約を締結したときは、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

外部監察契約を締結した者の氏名

公益目的通報の通報先となる事務所の名称、所在地及び電話番号

(コンプライアンス推進員)

第15条 市長の事務部局、市民病院及び介護老人保健施設ケアセンターおおつ(以下「市長の事務部局等」という。)に置くコンプライアンス推進員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(コンプライアンス推進本部)

第16条 コンプライアンス推進本部(以下「本部」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

本部長

副本部長

本部員

推進員

幹事

- 2 本部長は、市長の職にある者とする。
- 3 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員、推進員及び幹事は、執行機関等が選任する。
- 5 前項の規定により市長の事務部局等から選任される本部員は、政策統括監及び技術統括監の職並びに別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 第4項の規定により市長の事務部局等から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。
- 7 第4項の規定により市長の事務部局等から選任される幹事は、各部局の課長の職にある者をもって充てる。 (本部長等の職務)
- 第17条 本部長は、本部の事務を総括するとともに、本部員、推進員及び幹事を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。
- 3 前項後段の規定により主管の副市長以外の副市長である副本部長が本部長の職務を代理する場合において、 当該副本部長に事故があるとき又は当該副本部長が欠けたときは、総務部長である本部員がその職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。
- 5 推進員は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。
- 6 幹事は、推進員を補佐し、所掌事務を処理する。 (本部の会議)

第18条 本部の会議は、推進員会議及び本部会議とする。

- 2 推進員会議は、本部長、副本部長、本部員及び推進員で構成し、所掌事務について協議する。
- 3 推進員会議は、本部長が招集し、本部長が主宰する。
- 4 本部会議は、本部長、副本部長、本部員、推進員及び幹事で構成し、所掌事務について実施する。
- 5 本部会議は、本部長が招集する。
- 6 本部は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (本部の庶務)

第19条 本部の庶務は、総務部コンプライアンス推進室において処理する。 (その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第15条関係)

部 局	コンプライアンス推進員
政策調整部	政策調整部政策監
総務部	総務部政策監
市民部	市民部政策監
福祉子ども部	福祉子ども部政策監
健康保険部	健康保険部政策監
産業観光部	産業観光部政策監
環境部	環境部政策監
都市計画部	都市計画部政策監
建設部	建設部政策監
市民病院	市民病院事務局次長
出納室	出納室次長

別表第2(第16条関係)

部 局	本 部 員
政策調整部	政策調整部長
総務部	総務部長 統括調整監
市民部	市民部長
福祉子ども部	福祉子ども部長
健康保険部	健康保険部長
産業観光部	産業観光部長

号外(第 19 号) 5

_		_			
_	344	市		#17	
	1	m	7/3	¥10	

環境部	環境部長
都市計画部	都市計画部長
建設部	建設部長
市民病院	市民病院事務局長
出納室	出納室長

備考欄

平成 24 年 3)	月 30 日						大	浑	ф	公	鞭			٠,	小(弗 1
]記様式 (第3	・関	係)												
							쿨	要望	等記録兼	報告	書				
決裁区分	第 種	第	項第	号	公開	部分	分公開		非公開	文書	膏分類 ード)	保存期間	記録(起案)を		
———— 決 裁 者					情報か	問名伽	笙	 冬笋	号該当		01 • 05	年	1033 (1231)	_	部
	-				IFIX			까~							課印
起案	年	<i>F</i>	∄	日		75	块裁		年	月	日				
													合	ā	Ř
対応日時															
要望等を															
受けた方 法・場所															
A 20171															
要望者	住所 団体名			公融	¥										
X + p	氏名	a . r.	八海	IX 4446 ·	. 										
	所属名	3													
要望等	補職	補職					補	職			補職				
受付職員	氏名							氏	名			氏名			
			継ぎ	(1	年	月	日			部		課へ追	連絡)	
要 望 等	所属名	3						ĭ							
対応職員	補職							補					補職		
	氏名	·~			/ 		40.	氏	<u>岩</u>		10-4	- 45 *	氏名	-+-1-	
	要望 の内	~		望・	依頼		相談 提言・提案・意見					見	苦情	<u> </u>	
	の分類	頁	₹	当要	求 ア	()	1	ウ	エオ		その)他 ()
	件名	[1			
要望等の 内容・要															
望者に対															
する回答 内容															
対応方針															

部長以上報告分については、決裁終了後、その写しを総務部コンプライアンス推進室へ提出してください

大津市立児童館の管理運営に関する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市立児童館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市児童福祉施設条例(昭和44年条例第8号。以下「条例」という。)第2条に規定する児童館の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 児童館においては、次の事業を行う。

健全な遊びを通しての児童の個別的、集団的な指導

地域における青少年健全育成の組織活動の育成援助

その他児童の健全な育成を図るために市長が必要と認める事業

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

日曜日(大津市立堅田児童館を除く。)

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第4条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、 臨時に開館時間を変更することができる。

(使用者の遵守事項)

第5条 児童館の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

児童館の施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又は毀損しないこと。

他の使用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

その他係員の指示に従うこと。

2 館長は、前項各号に掲げる事項を遵守しない者に対しては、児童館の使用を中止させ、又は退館させることができる。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、大津市ふれあいセンター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、 休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、 これを変更することができる。

(入場者の遵守事項)

第4条 センターの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

センターの施設若しくは設備又は展示物等を汚損し、又は毀損しないこと。

許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。

所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。

他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。

使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。

その他係員の指示に従うこと。

(使用の申請及び許可)

- 第5条 条例第4条第1項の規定によりセンターの会議室等の施設(以下「会議室等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、大津市ふれあいセンター使用許可申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は、前項の申請書を受理した場合において、会議室等の使用を許可するときは、大津市ふれあいセンター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可を受けた事項の変更等)

- **第6条** 会議室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、会議室等の使用の期日その他許可を 受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所長に申し出てその承認を受けなければならない。
- 2 使用者は、会議室等の使用をとりやめるときは、速やかに所長に届け出なければならない。 (使用料の減額又は免除)
- 第7条 条例第6条の規定により条例第5条第1項の使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

市民の福祉の増進又は市民の交流の促進に資する事業に係る使用であると認められる場合 全額

公用又は公益上の目的のための行為をする場合 全額

その他市長が必要と認める場合 その都度市長が定める額

本市又は本市の執行機関の共催又は後援に係る行為をする場合 全額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、大津市ふれあいセンター使用料減免申請書(様式第3号)を 所長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その還付する額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなった場合 全額 センターの管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額

使用者が使用の期日の30日前までに使用の取りやめの届出をした場合 半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、大津市ふれあいセンター使用料還付申請書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 大津市地域福祉文化交流センターの管理運営に関する規則(平成9年規則第27号)は、廃止する。

樣式第1号 (第5条関係)	
	大津市ふれあいセンター使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市 ふれあいセンター所長

(申請者) 住 所

団体名

代表者

電 話

大津市 ふれあいセンターの会議室等を使用したいので、大津市ふれあいセンター条例第4条第1項 の規定により、次のとおり申請します。

会合の名称					
目的及び内容					
	月 日	()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月日	()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
使 用 日 時 使 用 室 名	月日	()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月 日	()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月日	()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
使用予定者数		使用中	の責任者	氏名	電話
備考					

樣式第2号(第5条関係)

大津市ふれあいセンター使用許可書

 第
 号

 年
 月

 日

樣

大津市

ふれあいセンター所長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市 ふれあいセンターの会議室等の使用について、 大津市ふれあいセンター条例第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

会合の名称						
目的及び内容						
	月	日()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月	日()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
使用日時使用室名	月	日()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月	日()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
	月	日()	時から	時まで	会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室
使用予定者数		人	使用中の責任者		氏名	電話
備考		·				

会議室等使用料	免 除・有 料(円)	ガス器具使用料	円
---------	----------	----	---------	---

- 1 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- 2 許可を受けた以外の室、物品等を使用しないこと。
- 許 3 室を使用した後は清掃し、机・椅子等を原状に復すること。特に火気に注意して職員に引き継 ぐこと。
 - 4 使用責任者は、入場者に先立ち来館し、その誘導整理に当たること。
- 可 5 館内設備の原形を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、係員の指示を受けること。
 - 6 ごみ・空き缶等は各自で処分すること。
- 条 7 飲酒は、絶対にしないこと。
 - 8 室内では、喫煙しないこと。また、喫煙するときは、所定の場所ですること。ただし、吸殻の 後始末を完全に行うこと。
- 件 9 大津市ふれあいセンター条例及び大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則を遵守する こと。
 - 10 その他、使用に際しては、係員の指示に従うこと。

槎式筆	2 1	-	~~	7	~	88	IΣ	`
## TI. #	- 3 - 3	= (#		⇌	ᄣ	120	

大津市ふれあいセンター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市 ふれあいセンター所長

(申請者) 住 所

団体名

代表者

電話

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり大津市 ふれあいセンターの会議室等の使用料の減額又は免除を申請します。

会合の名称							
	月 日() 時から 時まで 会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室	<u> </u>					
	月 日() 時から 時まで 会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室	<u> </u>					
使用日時使用室名	月 日() 時から 時まで 会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室	<u> </u>					
	月 日() 時から 時まで 会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室	<u> </u>					
	月 日() 時から 時まで 会議室 ・ 大会議室 和 室() ・ 調理実習室	<u> </u>					
使用予定者数	人						
1 市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に資する事業を実施するため。							

様式第 4	4 문	(筆 9	2 冬閉(至)
17K T/2 212 1		(>= () 7T I#11	7T J

大津市ふれあいセンター会議室等使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市 ふれあいセンター所長

(申請者) 住 所

団体名__

代表者

電話

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則第8条第2項の規定により、大津市 ふれあいセン ターの会議室等の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日						年	月	日	
使用許可日時及び 使 用 室 名	月	日()	時から	時まで			・ 大会議 ・ 調理実	
使用できなかった 理由、又は使用を 取 り や め た 理 由									
納 付 済 使 用 料				円					
還 付 金 額				円					

大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市道路台帳等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法(昭和27年法律第180号)第28条第1項に規定する道路台帳に関する図面(以下「道路台帳図面」という。)、市道路線網図、市道、法定外道路及び普通河川等と隣接する土地との境界確定に関する図面(以下「境界確定図面」という。)並びに国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第5項に規定する地籍調査に係る同法第19条第1項に規定する成果に関する図面(以下「地籍調査成果図面」という。)の閲覧及び写しの交付について、必要な事項を定めるものとする。

(書類の閲覧)

第2条 市長は、道路台帳図面のほか、次に掲げる書類を一般の閲覧に供するものとする。

市道路線網図

境界確定図面

地籍調査成果図面

(閲覧場所)

第3条 道路台帳図面及び前条各号に掲げる書類(以下これらを「書類」という。)を閲覧に供する場所は、大津市役所建設部路政課とする。

(閲覧時間)

第4条 書類を閲覧に供する日及び時間は、大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日以外の日の午前8時40分から午後5時25分までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(閲覧上の注意)

- **第5条** 書類を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、係員に指示された場所及び方法により閲覧しなければならず、書類を外部に持ち出してはならない。
- 2 閲覧者は、書類を写真又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)に撮影、録画等してはならない。

(貸出しの禁止)

第6条 書類の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止等)

第7条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、書類の閲覧を停止し、又は禁止することがある。 この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

書類を汚損し、若しくは毀損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。

他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(書類の写しの交付)

- **第8条** 何人も、市長に対し、書類の写し(当該書類が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)で保存されている場合にあっては、これを紙に出力したもの。次項において「写し等」という。)の交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる交付を受けようとする写し等の区分に応じ、当該各号に定める申請書により行うものとする。

道路台帳図面及び市道路線網図の写し 道路台帳図面及び市道路線網図の写しの交付申請書(様式第1号)

境界確定図面の写し 境界確定図面の写しの交付申請書(様式第2号)

地籍調査成果図面の写し 地籍調査成果図面の写しの交付申請書(様式第3号)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、書類の閲覧及び写しの交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

道路台帳図面及び市道路線網図の写しの交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

市 道 名	大津市道 号線			
土地の所在	大津市			
	道路台帳図面 1/500・1/1000	A 4 A 3 A 2 A 1	モノクロ	カラー
図面の種類	市道路線網図 1/1500・1/2500 1/3500・1/5000	A 4 A 3 A 2 A 1	モノクロ	カラー
使用目的				

備考 のある欄には、該当する 内にレ点を記入してください。

樣式第2号(第8条関係)

境界確定図面の写しの交付申請書

年 月 日

(宛先) 大津市長

申請者住所氏名電話番号

市有地の種類	大津市道	号線 / 法定外道路	・ 普通河川等	
土地の所在	大津市			
境界確定日	年	月 日		
整理番号				
	平面図	A 4 A 3 A 2	A 1 / モノクロ	カラー
図面の種類、	横断図	A 4 A 3 A 2	A 1 / モノクロ	カラー
大きさ及び色	測 点 図	A 4 A 3 A 2	A 1 / モノクロ	カラー
	その他 ()	A 4 A 3 A 2	A 1 / モノクロ	カラー
使 用 目 的	自己所有財産の管 不明境界点の復元 その他	(測量のため。)		

備考 のある欄には、該当する 内にレ点を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

地籍調査成果図面の写しの交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

土地の所在	大津市					
	地 籍 図	A 3	A 2	/	モノクロ	カラー
	筆 界 点 番 号 図	A 3	A 2	/	モノクロ	カラー
図面の種類	座標面積計算書	A 4	A 3	/	モノクロ	カラー
may 12.W	一筆地調査図	A 4	A 3	/	モノクロ	カラー
	そ の 他	A 3	A 2	/	モノクロ	カラー
	官民境界等先行調査 成果境界確認図	A 3		/	モノクロ	カラー
使用目的	自己所有財産の管理・確認 不明境界点の復元(測量のため。) その他					

備考 のある欄には、該当する 内にレ点を記入してください。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号) の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第26号」を「第27号」に改め、第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)第25条第1項に規定する外部監察員の業務

第21条の3第3項中「前条第24号から第26号まで」を「前条第25号から第27号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第42号

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則

大津市介護老人保健施設事業財務規則(平成8年規則第17号)の一部を次のように改正する。 第119条第4項及び第5項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第43号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則(平成21年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例」を「大津市旅館業法施行条例」に、「別表第1」を「別表第2」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例別表第1」を「大津市旅館業法施行条例別表第2」に改める。

R4 티I

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第44号

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則

大津市興行場法施行細則(平成21年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「という。)」の次に「及び大津市興行場法施行条例(平成24年条例第1号。以下「条例」という。)」を加える。

本則に次の2条を加える。

(構造設備の基準)

第5条 条例第2条第10号に規定する入場者用便所は、次に掲げる構造設備の要件を満たしたものでなければな

らない。

男子用及び女子用に区別した水洗式便所であること。

床面及び内壁は、耐水性の材料を用い、清掃を容易に行うことができる構造であること。 便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる数以上であること。

観覧場の定員による区分	便器の数(個)
100人以下のもの	3
100人を超え500人以下のもの	3 + (定員 - 100) x 3 / 100
500人を超え1,500人以下のもの	15+(定員-500)×2/100
1,500人を超えるもの	35 + (定員 - 1,500) × 1 / 100

2 条例第2条第11号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

座布団等を使用する場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。

適当数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、これらを清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。 適当数のごみ箱を設けること。

適当な場所にごみの集積場を設けること。

入口には、泥土除去用の敷物等を置くこと。

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓等に金網等を設けること。

(衛生措置の基準)

第6条 条例第3条第2号の規定によるねずみ、昆虫等の発生及び侵入の防止並びに定期的な駆除は、次に掲げるところにより行わなければならない。

ねずみ、昆虫等が発生しないように必要な措置を講じること。

ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6 月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、必要な措置を講じること。 前号の調査の実施の記録を作成し、2年以上保存すること。

2 条例第3条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。

浮遊粉じんの量は、1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

空中落下細菌(生菌)数は、標準寒天培地を入れた内径9センチメートルのペトリシャーレを5分間露出し、37度、48時間培養において50個以下であること。

空気調和設備を設けている場合は、前3号に定めるもののほか次の基準によること。

- ア 温度は、17度以上28度以下とし、冷房する場合は、外気との温度差は著しくしないこと。
- イ 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下であること。
- ウ 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

前各号に掲げる事項に係る測定は、必要に応じ実施し、その実施記録を2年以上保存すること。

3 条例第3条第9号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

座布団等及びこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

清掃用具等及びこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

ごみは、適切に処理し、ごみ箱及びごみの集積場は、常に清潔で衛生的に保つこと。

定員を超えて入場させないこと。

入場者の衛生を保持するため、必要な注意事項を場内の適当な場所に掲示すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第45号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則の一部を改正する規則 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年規則第45号)の一部を次のよ うに改正する。

第9条第5号中「掲げるもの」の次に「(イにあっては市が収集を行う場合を除き、エ又はオにあっては国又は地方公共団体が管理する施設において生じるものである場合を除く。)」を加え、同号ア中「タイヤ、バッテリー、」、「、スプリング入りマットレス」及び「、エレクトーン」を削り、同号中工をオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ タイヤ、鉛蓄電池(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車及び原動機付自 転車用のものに限る。以下同じ。)、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファー、電動ベッド、 エレクトーン及びサーフボード

別表中「(第27条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同表電気・ガス・石油・厨房器具類の部掃除機の項の次に次のように加える。

DVDプレーヤー	300
----------	-----

別表家具・寝具類の部網戸(2枚までごとに)の項の次に次のように加える。

ſ	こう	000
	衣桁·	300
- 1	EX 113	

別表家具・寝具類の部鏡台の項の次に次のように加える。

クッション	300
-------	-----

別表家具・寝具類の部座いすの項中「座いす」を「一人掛け座いす」に改め、同項の次に次のように加える。

600

別表家具・寝具類の部三人掛けソファー(スプリングなし)の項の次に次のように加える。

一人掛けソファー(スプリングあり)	900
二人掛けソファー(スプリングあり)	1,500
三人掛けソファー(スプリングあり)	1,800

別表家具・寝具類の部机(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)の項の次に次のように加える。

つっぱり棚(2メートル未満のもので、3枚までごとに)	300
----------------------------	-----

別表家具・寝具類の部電気毛布の項の次に次のように加える。

電動ベッド	2,100
ドア	600

別表家具・寝具類の部パイプハンガーの項中「パイプハンガー」の次に「又はポールハンガー」を加え、同部 布団 (一組)の項の次に次のように加える。

すま (2 枚までごとに) 300

別表家具・寝具類の部ベッド(枠のみ)の項の次に次のように加える。

まくら	300

別表家具・寝具類の部マットレス(スプリングを使用していないもの)の項の次に次のように加える。

マットレス(スプリングを使用しているもの)	2,400
-----------------------	-------

別表趣味・娯楽用品類の部エアロバイク、サイクリングマシーンの項の次に次のように加える。

エレクトーン	3,000
--------	-------

別表趣味・娯楽用品類の部作業用具類(くわ・熊手・スコップ等)の項の次に次のように加える。

サーフボー	۴			1,:	200
引表趣味・娯楽 こ加える。	用品類の部	つり竿(1メートル	,までのひもで束ねたも	のを1単位とする。)の項の次に次	次のよ
天体望遠鏡					300
別表乗物・乳幼	リ児用品類の	部乳母車の項の次に	次のように加える。		
キックボー	۴				300
削表乗物・乳幼	リ児用品類の	部滑り台の項の次に	次のように加える。		
チャイルド	シート				300
 則表その他の部	が台車の項の	次に次のように加え	.3.		
タイヤ					900
タイヤチェ	ーン(ケー)	ス含む。)			300
川表その他の部	トタン(最	大の辺が 2 メートル	·未満のもので、10枚ま	でごとに)の項の次に次のように	加える
鉛蓄電池					600
廃棄物の内容 廃棄物の種類			般ごみ、剪定枝刈草) かん・びん・ペットボ	トル・大型ごみ	をに、
廃棄物の内容、	、数量等 ————				
搬入車両	車両登				
		26.Ш 3	トン車		を
		3 · · · · ·	トン里 		
搬入車両	車両登 〔セダ (録番号	トン車	: ドラック・トラック(t)・	
搬入車両 対、同様式に備 構者 附則 この規則は、平 大津市福祉事務	〔セダ (録番号 ゚ン・ワンボックス)〕 のように加える。	トン車 カー・ライトバン・軽 該当するものを 印で	・トラック・トラック(t)・	ΙΞ
搬入車両 か、同様式に備 構考 廃棄物の 附 則 この規則は、平	〔セダ (録番号 ン・ワンボックス)〕 のように加える。 入車両については、 1日から施行する。	トン車 カー・ライトバン・軽 該当するものを 印で	・トラック・トラック(t)・	ΙΞ

大津市福祉事務所長委任規則(昭和58年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中第32号を第44号とし、第26号から第31号までを12号ずつ繰り下げ、第25号を第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

(37) 障害者自立支援法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。

第6条中第24号を第35号とし、第23号を第34号とし、第22号を第33号とし、第21号を削り、第20号を第32号とし、第19号を第31号とし、同条第18号中「から第21号まで」を「及び第32号」に改め、同号を同条第30号とし、同条第17号を同条第23号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (24) 障害者自立支援法第51条の5に規定する地域相談支援給付決定に関すること。
- (25) 障害者自立支援法第51条の7に規定する給付要否決定等に関すること。
- (26) 障害者自立支援法第51条の9に規定する地域相談支援給付決定の変更に関すること。
- [27] 障害者自立支援法第51条の10に規定する地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
- (28) 障害者自立支援法第51条の17に規定する計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (29) 障害者自立支援法第51条の18に規定する特例計画相談支援給付費の支給に関すること。

第6条中第16号を第22号とし、第12号から第15号までを削り、第11号を第21号とし、第10号を第20号とし、第9号を第19号とし、同条第8号中「(平成17年法律第123号)」を削り、同号を同条第18号とし、同条第7号を同条第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条に規定する介護給付費等の支給決定に関すること。

第 6 条中第 6 号を第15号とし、第 5 号を第14号とし、第 4 号を第13号とし、第 3 号の次に次の 9 号を加える。

児童福祉法第21条の5の5に規定する通所給付決定に関すること。

児童福祉法第21条の5の7に規定する通所支給要否決定等に関すること。

児童福祉法第21条の5の8に規定する通所給付決定の変更に関すること。

児童福祉法第21条の5の9に規定する通所給付決定の取消しに関すること。

児童福祉法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に関すること。

児童福祉法第21条の5の13に規定する満18歳から満20歳までの者に対する放課後等デイサービス障害児通 所給付費等の支給に関すること。

児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に関すること。

児童福祉法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に関すること。

児童福祉法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に関すること。

附目

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第47号

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則(昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中

 大津市立天神山保育園

 大津市立唐崎保育園

 大津市立山中保育園

保育園保育園

大 津 市 立 天 神 山 保 育 園 大 津 市 立 唐 崎 保 育 園 100 人 150 人

70 人

150 人 30 人

改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第48号

大津市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第54号)の一部を次のように改正する。

目次中「サービス利用計画の作成等のための」を「障害程度区分の認定に関する」に改める。

第11条の見出しを「(特例介護給付費等の額)」に改め、同条中「第30条第2項」を「第30条第3項又は 法第51条の15第2項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

第12条中「法第31条に規定する市町村が定めた割合」を「法第31条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第3項又は法第30条第2項に規定する市町村が定める額」に改める。

第5章の章名中「サービス利用計画の作成等のための」を「障害程度区分の認定に関する」に改める。

第14条の見出し中「サービス利用計画」を「サービス等利用計画案又はサービス等利用計画」に改める。

第16条第1項中「相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に改め、同条第2項中「当該認定等資料の提示に係る相談支援事業者等である」を「前項に規定する者に該当する」に改める。

第18条第2項中「サービス利用計画」を「サービス等利用計画案又はサービス等利用計画」に、「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に改める。

第20条第3項中「審査判定結果資料」を「資料」に改める。

第21条の見出し中「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改め、同条第2項中「指定相談支援事業者等(以下「提示請求指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等(以下「提示請求事業者等」に改め、同条第3項中「提示請求指定相談支援事業者等」を「提示請求事業者等」に、「審査判定結果資料」を「資料」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第49号

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則(平成12年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考第1項中「第314条の7第1項第1号及び第2項並びに」を「第314条の7及び」に、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第2項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「並びに第2項第1号、第2号(寄附金に限る。)及び第3号(寄附金に限る。)」を「(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、寄附金に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に限る。)」に改め、同項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表備考第4項中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援若しくは医療型児童発達支援」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、平成24年度以後の年度の負担金について適用し、平成23年度までの年度の負担金については、なお従前の例による。

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第50号

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則(昭和55年規則第40号)の一部を次のように改正する。 第3条中「午前10時から午後4時15分まで」を「午前9時30分から午後4時40分まで」に改める。

[KH] [H

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第51号

大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 大津市老人デイサービスセンターの管理運営に関する規則(平成7年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前10時から午後4時15分まで」を「午前9時30分から午後4時40分まで」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

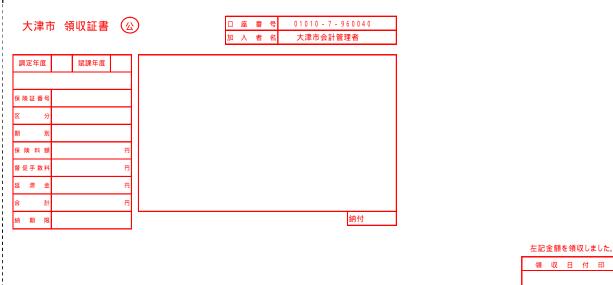
平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第52号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。 様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

·	÷π λ					i	口座番号	01010 - 7 - 960040
要 6 6 01010 - 7 - 960040	加入 者名	大津市会計	管理者	氏名		į	加入者名	大津市会計管理者
n機関 号 25201 調定 年度		賦課 年度		険証			氏名	
							調定年度	賦課年度
						口 切 り	保険証番号	
						取ら	区分	
	Y	TTT	円 納期限			な い	期別	
			אין מאַ מאו			で 金	保険料額	F
手 督 数			円		領収日付印	機	督促手 数料	F
料促一			_			関に	延 滞 金	F
		ш	円			お 出	合 計	F
	Y	$\overline{1}$	н			\ (納期限	AT 111 D 4 CO
				(御注意) パーコードがな いもの、パーコードが読 み取れないもの、金額を		ださい。	上記のとおり納付しま	す。 領収日付印
				お取れないもの、金額を 訂正したもの、合計金額 が30万円を超えたもの はコンピニエンスストア では納付できません。	(宛先)大津市会計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します	.		
りまとめ 金融 機関 滋賀銀行大河		出張所 こ		ATMでの御利用はできません				一括納付
うちょ銀行取りまとめ局 〒539-87 納代行業者	94 人	阪灯 亜 争務 セノッ	,-		(大津市 / コン ピニ本部保管)	i	(金融機	関/コンピニ店舗保管)



この納付書は、一括納付用の納付書です。

期別用納付書と二重納付にならないよう、 注意して〈ださい。

国民健康保険料は税申告の社会保険料控除額となりますので、大切に保管してください。

収納代行業者 (納入者(お客様)保管) 証券納付の場 合、証券金額の支払がな かったときは、 本領収証書は 失効します。

一括納付

(収入印紙不要)

樣式第8号(第9条関係) 大津市国民健康保険料領収済通知書 **(2)** (公) 大津市 納付書 01010 - 7 - 960040 口座番号 氏名 01010 - 7 - 960040 大津市会計管理者 大津市会計管理者 試課 保険証 氏名 25201 賦課年度 調定年度 保険証 番号 別 納期限 保険料額 円 領 収 日 付 印 督促手数料 円 滞 金 円 計 円 納期限 領 収 日 付 印 上記のとおり納付します。 (御注意)パーコードがな ハもの、バーコードが読 み取れないもの、金額を (宛先)大津市会計管理者 訂正したもの、合計金額 上記のとおり領収しましたので通知します。 が30万円を超えたもの では納付できません 滋賀銀行大津市役所出張所 この 〒539-8794 大阪貯金事務センター この納付書は、ATMでの御利用はできません。 取りまとめ 金融 機関 ゆうちょ銀行取りまとめ局 収納代行業者 (大津市/コンピニ本部保管) (金融機関/コンピニ店舗保管) 大津市 領収証書 🕸 口座番号 01010 - 7 - 960040 加入者名 大津市会計管理者 調定年度 賦課年度 保険証番号 保険料額 督促手数料 滞 納付 期 左記金額を領収しました。 領 収 日 付 印 へ 証券納付の場 合、証券金額 の支払がな かったときは、 本領収証書は 失効します。 大切に保存してください。 (収入印紙不要) (納入者(お客様)保管) 収納代行業者

 円

領 収 日 付 印

様式第15号を次のように改める。 樣式第15号(第13条関係) 大津市 納付書 大津市国民健康保険料領収済通知書(督促用) (公) (公) (督促用) 口座番号 01010 - 7 - 960040 加入 大津市会計管理者 氏名 01010-7-960040 加入者名 大津市会計管理者 収納機関 保険証 氏名 25201 年度 年度 号 調定年度 賦課年度 保険証 番号 別 納期限 保険料額 円 収 日 付 印 督 促 手 数 料 円 機関 滞 金 円

> (御注意) パーコードがな いもの、パーコードが読 み取れないもの、金額を

訂正したもの、合計金額

が30万円を超えたもの はコン ピニエン スストア では納付できません。 この納付書は、ATMでの御利用はできません。 (宛先)大津市会計管理者

上記のとおり領収しましたので通知します。

(大津市/コンピニ本部保管)

슴

納期限

上記のとおり納付します。

計

日現在、あなたの国民健康保 口座番号 01010 - 7 - 960040 険料が左記のとおり未納となっておりますので、この (公) 大津市 督促状兼領収証書 加入者名 大津市会計管理者 納付書で、裏面記載の金融機関等において至急に納 付してください。 調定年度 賦課年度 年 月 日 保険証番号 ED 大津市長 おことわり 保険料額 収納期間から領収済通知書が市役所に届くま 督促手数制 で、若干の日数がかかります。納付と入れ違いに 督促状が送達された場合は、あしからず御了承く 滞 ださい。 納付 期 未納保険料 未納保険料 納期限 納期限 左記金額を領収しました。 (円) (円) 領 収 日 付 印 証券納付の場 合、証券金額の 支払がなかった ときは、本領収 証書は失効しま 大切に保存してください。 (収入印紙不要) (参考)上欄の明細は、本督促期までの今年度分の未納額です。 (納入者(お客様)保管) 収納代行業者

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式 第7号及び様式第8号の規定による国民健康保険料納付書並びに旧規則様式第15号の規定による国民健康保険 料納付書(督促用)は、当分の間、なお使用することができる。

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第53号

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則(昭和42年規則第26号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項第2号中「日曜日」の次に「、水曜日」を加え、「及び年末年始(12月29日から1月3日ま

で)」を「、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第54号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項各号を次のように改める。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を実施する施設 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設

附 即

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第55号

大津市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第25号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

第1条中「指定介護予防支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第2条中「法」の次に「第79条第1項又は」を加える。

第3条中「法」の次に「第46条第1項又は」を加える。

第4条第1項中「法」の次に「第82条第1項又は」を、「施行規則」の次に「第133条第1項又は」を加え、 同条第2項中「法」の次に「第82条第2項又は」を加える。

第5条中「法第115条の31」を「法第79条の2第1項又は第115条の31」に、「第70条の2」を「第70条の2 第1項」に改める。

当該申請に係る事業の開始の予定年月日	地域包括支援センターの設置年月日(設置している場合 に記入)

を

指記	定を受け	けようとす	る事業	美所の種類					
当記	亥申請に	こ係る事業	の開始	台の予定年月E	3				la la
様式等 様式等 様式等	第 2 号 ^c 第 3 号 ^c 第 4 号 ^c 第 5 号 ^c	中「あて先中「あて先中「あて先中「あて先中「あて先中「お定介	」を 」を 」を 護 ぎ ぎ	「宛先」に改 「宛先」に、 「宛先」に改 方支援事業所	め、「事業 「再開する め、「現に 指定更	巻に係る」の 5」を「再開 こ」の次に「 新申請書」を	会社」に改める 次に「居宅介護 した」に改める 居宅介護支援ス 「指定居宅介 指定介護予院 「事業所に」に	サービス計画 。 は」を加える。 隻支援事業所 方支援事業所	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7	リガ	<u>ナ</u>						
	名	, ,,	称						
	所	在	地	(郵便番号	-)			
事	連	絡	先	電話番号			FAX番号		
業	当該事	事業所の所	在地口	以外の場所に	当該事業所	fの一部とし	ー て使用される事	 務所を有すると	
所	フ	リガ	ナ						ক
	名		称						
	所	在	地	(郵便番号	-)			
	連	絡	先	電話番号			FAX番号		
現に	ラリス	いる指定	の有効 ナ	期間満了日					
指定	ノ 名	9 73	称						
足の更新	事業	所の所で	生地	(郵便番号	-)			
を	連	絡	先	電話番号			F A X 番号		
受け、	事業	所の種	重類				•		
よう	現に引	受けている	指定(の有効期間満	7日				la
とす	当該專	事業所の所	在地し	以外の場所に	当該事業所	· fの一部とし	て使用される事	 務所を有すると	 :き
る事	フ	リガ	ナ						
業所	名		称		-	· 			
の 概	所	在	地	(郵便番号	-)			
要	連	絡	先	電話番号			FAX番号		

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の第2条、第4条又は第5条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する申請又は届出においては、滋賀県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設および指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年滋賀県規則第58号)に定める様式による用紙に所要の調整を加えたものを使用することができる。

大津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第56号

大津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する 規則の一部を改正する規則

大津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

第1条中「指定地域密着型サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、 介護保険施設、指定介護予防サービス事業者」に、「以下「事業者」を「以下「事業者等」に改める。

第2条の見出しを「(指定等の方針)」に改め、同条中「事業者」を「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、「努める」の次に「とともに、質の高い介護サービスの提供及び安定的な運営が見込める介護保険施設の指定並びに開設の許可に努める」を加える。

第3条第1項中「第42条の2第1項本文又は」を「第42条の2第1項本文、第48条第1項第1号若しくは」に、「第9条」を「第14条」に改め、「という。)」の次に「又は法第94条第1項の許可(次項、第5条及び第14条において「許可」という。)」を加え、「第78条の2第1項又は」を「第78条の2第1項、第86条第1項若しくは」に、「申請」を「指定の申請又は法第94条第1項の規定による許可の申請」に改め、同条第2項中「指定」の次に「又は許可」を加える。

第4条の見出しを「(指定等の申請)」に改め、同条中「第78条の2第1項」を「第70条第1項、第78条の2 第1項、第86条第1項、第115条の2第1項」に、「申請」を「指定の申請並びに法第94条第1項の規定による 許可の申請」に、「指定申請書」を「指定・許可申請書」に改める。

第5条中「指定」の次に「指定又は許可」に、「事業所」を「事業所又は施設」に改める。

第10条中「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第15条とする。

第9条中「、更新」を「、許可、指定等の更新」に、「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に 改め、「に係る事業所」の次に「又は施設」を加え、同条第2号及び第3号中「又は更新」を「又は指定等の更 新」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第14条とする。

その他市長が必要と認める事項

第8条の見出しを「(更新の申請)」に改め、同条中「第78条の12」の次に「、第115条の11」を加え、「第70条の2」を「第70条の2第1項、第86条の2第1項並びに第107条の2第1項」に、「(次条」を「並びに法第94条の2第1項の規定による許可の更新(第14条」に、「「更新」を「「指定等の更新」に、「指定更新申請書」を「指定・許可更新申請書」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の4条を加える。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可申請)

第10条 法第94条第2項の規定による許可の申請は、介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書(様式第9 号)により行うものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第11条 法第95条の規定による管理者の承認の申請は、介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第10号)により行うものとする。

(介護老人保健施設の広告事項の許可申請)

第12条 法第98条第1項第4号に規定する許可の申請は、介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第11号) により行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第13条 法第108条第1項の規定による変更の申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第12号)

により行うものとする。

第7条中「第78条の8」の次に「、第91条及び第113条」を加え、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、 同条を第8条とする。

第6条第1項中「第78条の5第1項」を「第75条第1項、第78条の5第1項、第89条、第99条第1項、第111条、第115条の5第1項」に、「第131条の13第1項」を「第131条第1項、第131条の13第1項、第135条、第137条第1項、第140条、第140条の22第1項」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、「事業」の次に「又は介護老人保健施設」を加え、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「第78条の5第2項」を「第75条第2項、第78条の5第2項、第99条第2項、第115条の5第2項」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第6条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書(法第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による別段の申出は、指定を不要とする旨の申出書(様式第3号)により行うものとする。

様式第1号中「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所」を

「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所 に、「あて先」を「宛先」に改 介護保険施設

め、「指定申請」の次に「又は施設の許可申請」を加え、

Γ

	事業所	斤等の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
			(ビルの名称等)				
選定を受け		同一所在地にも	おいて行う事業の種類	実施事業	応募する 事業の開 始予定年 月日	既に指定を 受けている 事業の指定 年月日	様式
け	+Jh	夜間対応型訪問	問看護	! ! !			付表 1
ようとする事業所	地域密着型サ	認知症対応型途	通所介護	 			付表 2
しする	着刑	小規模多機能型	型居宅介護				付表 3
事業	サー	認知症対応型共	共同生活介護				付表 4
新の	・ ビ ス	地域密着型特定	定施設入居者生活介護	 			付表 5
の種類	^	地域密着型介語	蒦老人福祉施設入所者生活介護				付表 6
大只	サ介地	介護予防認知症	定対応型通所介護				付表 2
	Ⅰ護域 ビ予着	介護予防小規模	莫多機能型居宅介護				付表 3
	ス防型	介護予防認知級	定対応型共同生活介護				付表 4

を

選	事業所	听等の所在地	(郵便番号 - 県 郡市)				
定を			(ビルの名称等)					
選定を受けようとする事業所又は施設		同一所在地にあ	らいて行う事業等の種類		実施事業	応募する 事業等の 開始予定 年月日	既に指定等 を受けてい る事業等の 指定又は許 可の年月日	樣式
9 る 事		夜間対応型訪問	問看護					付表 1
業	地 認知症対応型	認知症対応型	通所介護					付表 2
又	域密着型サ	小規模多機能	型居宅介護					付表 3
施設	を 型 認知症対	認知症対応型:	共同生活介護					付表 4
の種類	.) ビ	地域密着型特別	定施設入居者生活介護					付表 5
類	ス	地域密着型介	護老人福祉施設入所者生活	介護				付表 6

に、

ĺ					
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護			付表 7
		複合型サービス			付表 8
	施	介護老人福祉施設			付表 9
	設	介護老人保健施設			11) 75 9
	サ介地	介護予防認知症対応型通所介護			付表 2
	ー護域 ビ予着	介護予防小規模多機能型居宅介護			付表 3
	ス防型	介護予防認知症対応型共同生活介護		·	付表 4

「事業の目的」を「事業等の目的」に改め、「中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続する観点から、地域密着型サービスを整備するが、」を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

Ī

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所

指定・許可申請書

介護保険施設

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

申請者 名 称

印

代表者氏名

介護保険法に規定する事業所又は施設に係る指定又は許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ます	•								
	フ リ 名	ガ ナ 称							
申		事務所の 在 地	(郵便 	番号 - 県 の名称等)					
	連	 絡 先	電話番			FAX	番号		
請		の種別			法人所轄庁				
者		の職名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏 名			生年月日	
	代表者	首の住所	(郵便 (ビル	番号 - 県 の名称等)) 郡市 				
	事業所領	等の所在地	(郵便	番号 - - 県 の名称等)) 郡市 				
		同一所在		いて行う事業等の	D種類	- - 実施 事業	可の申請を する事業等	既に指定等 を受けてい る事業等の 指定又は許 可年月日	様式
		夜間対応型	型訪問介	護		1			付表 1
	∔ ₩	認知症対応	心型通所	 介護		:			付表 2
	域	小規模多樣	幾能型居	 宅介護		; !			付表 3
	岩	認知症対例	5型共同	生活介護		! !			付表 4
指	地域密着型サ	地域密着型	型特定施	 設入居者生活介	 護	! !			付表 5
定	ビ	地域密着型	型介護老	 人福祉施設入所	——————— 者生活介護	;			付表 6
は許	ビス	定期巡回	・随時対		 護	 			付表 7
可た		複合型サ-	 -ビス			<u> </u>			付表 8
指定又は許可を受け	施	介護老人裕	晶祉施設						, i === -
	設	介護老人係				: :			付表 9
とと	サ介地			<u></u> 応型通所介護		: :			付表 2
ようとする事業所又は施設	Ⅰ 護域 ビ予着	介護予防力	小規模多	機能型居宅介護		- - -			付表 3
事業	ロア着 ス防型	介護予防詞	忍知症対	<u></u> 応型共同生活介	 護	! !			付表 4
所		訪問介護				! !			
は施		訪問入浴が	个護			<u>. </u>			
の		訪問看護							
種類		訪問リハも	ごリテー	ション		I I I			

	·
指定	居宅療養管理指導
居宝	通所介護
指定居宅サー	通所リハビリテーション
ビス	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
居宅介	護支援事業
	介護予防訪問介護
	介護予防訪問入浴介護
+15	介護予防訪問看護
指定	介護予防訪問リハビリテーション
介護	介護予防居宅療養管理指導
予	介護予防通所介護
防 サ	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
ビス	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売
介護保険事	業所番号 (既に指定又は許可を受けている場合)
指定又は許	可を受けている他市町村名
医療機	関コード等

- 備考 1 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則第3条第2項に規定する選考結果通知書の写しを必ず添付してください。
 - 2 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 3 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「株式会社」 等の別を記入してください。
 - 4 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 5 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定又は許可を受けているものについて、該当する欄に「」を記入してください。
 - 6 「指定又は許可申請をする事業等の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日 を記載してください。
 - 7 「既に指定又は許可を受けている事業等の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
 - 8 保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設又は訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

樣式第3号(第6条関係)

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

事業者 名 称

ED

代表者氏名

介護保険法の規定により、次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

	名称
申 出 者	施設の種別
	所在地
医療機関、薬局等	氏名
の管理者	住所
	1 訪問看護
	2 訪問リハビリテーション
	3 居宅療養管理指導
	4 通所リハビリテーション
 申出に係る居宅サ	5 短期入所療養介護
ービス等の種類	6 介護予防訪問看護
	7 介護予防訪問リハビリテーション
	8 介護予防居宅療養管理指導
	9 介護予防通所リハビリテーション
	10 介護予防短期入所療養介護

備考 申出に係る居宅サービス等の種類の項については、該当する番号に 印を付してください。

様式第7号を削る。

様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第7号とする。 様式第5号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「介護予防支援」を「サービス」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「再開する」を「再開した」に 改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

144 - H- 444	4 🗆	/ 555 T	条関係)
	4=		全国12 1

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

事業者 名 称

ED

代表者氏名

次のとおり指定又は許可を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号										
	"七字又什如可由穷女亦再! 九事类氏 / 佐弘 \	名	称								
	指定又は許可内容を変更した事業所(施設)	所在	在地								
	·	類									
	変更があった事項				変	更	の	内	容		
1	事業所・施設の名称	(3	变更	前)							
2	事業所・施設の所在地										
3	事業者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、住所及び職名										
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等(当該 事業に関するものに限る。)										
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等										
8	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴事業に限 る。)										
9	事業所・施設の管理者の氏名及び住所(介護老人保健施設 を除く。)										
10	サービス提供責任者の氏名及び住所	(3	变更	後)							
11	運営規程										
12	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関										
13	事業所の種別										
14	提供する居宅療養管理指導の種類										
15	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・ 支援体制(地域密着型サ・ビスに限る。)										
16	特別養護老人ホームにおいて短期入所生活介護サービス等 を行う場合における単独型、空床利用型又は併設型の別										
17	入所者又は入院患者の定員										
,.	福祉用具の保管及び消毒の方法(当該保管又は消毒を委託										
18	している場合にあっては、当該他の事業者による保管又は 消毒の方法)										
19	介護サービス費の請求に関する事項										
20	役員の氏名及び住所										
21	本体施設、本体施設との移動経路等										
22	 併設施設の状況等										
23	介護支援専門員及び計画作成担当者の氏名等										
	変 更 年 月 日				í	年		月		3	

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
 - 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第7号の次に次の5様式を加える。

樣式第8号(第9条関係)

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所

指定・許可更新申請書

介護保険施設

年 月 日

(宛先)大津市長

所在地

申請者

名 称

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

			所在地市町村番号
	フ リ ガ ナ		
申	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 - 駅 郡i) 3市
	連 絡 先	電話番号	FAX番号
請	法人の種別		法人所轄庁
者	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 生年月日 氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 - 県 郡i) 3市
		(ビルの名称等)	
ソは施設の	フ リ ガ ナ 名 称		
設の種類の	所 在 地	(郵便番号) 県 郡ī	
更新	連絡先	電話番号	FAX番号
を 受 H	事業等の種類		
よう	現に受けている指	 旨定等の有効期間満了日	
とする	当該事業所の所在	E地以外の場所に当該事業所の-	一部として使用される事務所を有するとき
更新を受けようとする事業所	フ リ ガ ナ		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 - 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

様式筆9	므 /	∽ 1 ∩	夕明/2	`
#STT1.55 9	= (45 IU	뉴 IXII 슈)

介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

開設者 名 称

印

代表者氏名

次のとおり介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を受けたいので、申請します。

								介語	蒦保険	事	業所習	昏号							
申	請	に	係	<u>వ</u>	施	設	名所	称 在地											
開	設	許	可	年	月	日						年	F]	日				
変	Ē	更	年	F	1	日						年	F	3	日				
		変	更事	項								変	更	の	内	容			
1	敷地(の面積					(?	変更	前)										
2	建物の	の構造																	
3			する場 係る利月			は、													
4	び職績	務内容	従業者 の変更 する部分	並びに	二入所?	定員	(?	変更	後)										
5	協力和	 病院																	

- 備考1 該当項目番号に を付してください。
 - 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第1	$^{\circ}$	/ <u>^</u>	1 夕 88 12	٠,
## T\. 44	U= 1	4 1	I 56 IXI18	•)

介護老人保健施設管理者承認申請書

年 月 日

(宛先)大津市長

所在地

開設者 名 称

印

代表者氏名

次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を受けたいので、申請します。

			介	護保険事業所番号						
申請に係	る施言	名	称							
中明に原	ا سار ک	所有	玍地							
		氏	名							
管理者になろうとする	者の氏名、信	住	所	郵便番号 -						
所及び資格		(ビルの	D名称等)						
		資	格							
申請	理	1 2		見開設のため 里者の変更のため						

- 備考1 管理者になろうとする者の経歴等を記載した書類を添付してください。
 - 2 申請理由の項については、該当項目番号に を付してください。

様式第11号(第12条関係)

介護老人保健施設広告事項許可申請書

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

開設者 名 称

印

代表者氏名

次のとおり介護老人保健施設に係る広告事項の許可を受けたいので、申請します。

					介護保険事業所番号					
許可	を受ける	こうとす	⁻ る広告	事項						
広	告	Ø	内	容						
広	告	Ø	方	法						

樣式第12号(第13条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

(宛先)大津市長

所 在 地

開設者 名 称

ED

代表者氏名

次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の変更を受けたいので、申請します。

			介護保険事業所番号								
		名	名 称								
申 請 に 係 る カ	拖 設	所在地									
申請に係る施設の指定介護医療施設のおこの数のでは、 一般の を	類 型	1 2 3	療養病床を有する病院 療養病床を有する診療所 老人性認知症疾患療養病板	東を [:]	有す	⁻ る症	 病院				
入院患者の定員(申請に係る は病室に係るものに限る。)	病棟又	(3	变更前)		(ই	变更	後)				

備考 申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型の項については、該当する番号に を付してください。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(以下「新規則」という。)の 規定にかかわらず、新規則に規定する申請又は届出においては、滋賀県指定居宅サービス事業者、指定居宅介 護支援事業者、介護保険施設および指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年滋賀県規則 第58号)に定める様式による用紙に所要の調整を加えたものを使用することができる。

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市中小企業振興資金の 融資等に関する規則の一部を改正する規則 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則(昭和49年規則第38号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項に次の1号を加える。

次のいずれにも該当しない者

ア 役員等(融資を受けようとする者が個人である場合にはその者を、融資を受けようとする者が法人であ

る場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団 員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みを受ける資金について適用し、同日前に融資の申込みを受けた資金については、なお従前の例による。

大津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大津市屋外広告物条例施行規則(平成21年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「法定代理人」の次に「(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「法定代理人の住民票の写し」の次に「(当該法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書及び役員の住民票の写し)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第20条第3号中「登記事項証明書、前条第2項第1号」を「登録申請者が条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(次号において「誓約書」という。)、前条第2項第2号」に改め、「並びに役員の住民票の写し」を削り、同条第4号中「前条第2項第1号、第3号及び第5号」を「誓約書、前条第2項第2号及び第4号」に改め、同条第5号中「前条第2項第2号及び第6号」を「前条第2項第1号及び第5号」に改める。

附 削

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

.....

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第59号

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則の一部を 改正する規則

大津市建築基準法令の規定による処分等に関する書類の閲覧及び写しの交付に関する規則(平成20年規則第80号)の一部を次のように改正する。

第8条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

法第6条第1項の規定による確認に係る台帳

第9条第2号を削り、同条第1号中「前条第1号」を「前条第2号」に、「様式第1号」を「様式第2号」に 改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

前条第1号及び第3号に掲げる書類 建築計画概要書等の写しの交付申請書(様式第1号)

様式第2号を削り、様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

樣式第1号(第9条関係)

建築計画概要書等の写しの交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

申	請	図	書	名	建築計画概要書及び処分等概要書 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認に係る台帳				
確	認		番	号	第 号				
確	認	年	月	日	年 月 日				
建		築		主					
敷	地	Ø	位	置	大津市				
(地名	3 地	1 番)					
証		明		ED	要・不要				
使	用		目	的					

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則(平成23年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第17条中「次に掲げる者以外の者をいう」を「独立行政法人、地方独立行政法人その他公共団体とする」に改め、同条各号を削る。

様式第1号中「イ 拡幅整備事業に協力しない。(以下の記載は不要です。)」を

- 「イ 拡幅整備事業に協力しない。(以下の記載は不要です。)
 - ウ 拡幅整備事業の対象外(以下の記載は不要です。) に改める。
- エ 拡幅整備事業により拡幅済み(以下の記載は不要です。)」

附 則

1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則(以下「新規則」という。)第17条の規定は、この規則 の施行の日以後に新規則第4条第1項又は第2項の規定により生活道路拡幅協議書を提出する場合について適 用し、同日前に改正前の大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則第4条第1項又は第2項の規定により生活 道路拡幅協議書を提出した場合については、なお従前の例による。

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則(平成16年規則第51号)の一部を次のように 改正する。

第4条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第62号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の 一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則 第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,530円」を「104,290円」に、「56,720円」を「56,600円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,150円」に、「28,360円」を「28,300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本則の表の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓令

大津市訓令第11号

大津市民病院院内保育所の設置及び管理に関する規程(平成22年訓令第2号)の一部を次のように改正する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

第4条第1号中「達するまでの」を「達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。 第5条中「20人」を「25人」に改める。

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告示

大津市告示第61号

昭和39年告示第8号(指定金融機関等について)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。 平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

第3号中「中央三井信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。

大津市告示第62号

平成13年告示第33号(騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定について)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

第1号中「平成13年滋賀県告示第196号(騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定)」を「平成24年告示第29号(騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について)」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

.....

大津市告示第63号

大津市屋外広告物条例(平成20年条例第53号)第7条第1項の規定に基づく景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

景観保全型広告整備地区の名称	区 域
旧東海道沿道京町通り地区	市道中3319号線の道路中心線からの水平距離が25メートル以内の範囲に ある土地の区域(大津市中央一丁目及び京町一丁目の区域に限る。)

.....

大津市告示第64号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の車高の最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道幹1042号線	大津市打出浜24番 2 地先から 大津市松本一丁目字松ヶ枝987番 3 地先まで
市道幹1043号線	大津市本宮二丁目字日ノ出573番 3 地先から 大津市本宮二丁目字山ノ神635番 4 地先まで

2 指定期日 平成24年4月1日

福祉事務所訓令

大津市福祉事務所訓令第1号

大津市福祉事務所事務決裁規程(昭和59年福祉事務所訓令第1号)の一部を次のように改正する。 平成24年3月30日

大津市福祉事務所長 結 城 慶 一

別表第 2 号の表障害福祉課の部 4 の款中 2 の項を11の項とし、 1 の項を 8 の項とし、同項の次に次のように加える。

9 法第24	条の26第1項に規定する障害児			
相談支援網	給付費の支給の決定			ĺ

10 法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費の支給の決定				
別表第2号の表障害福祉課の部4の款8の項	の前に次の	ように加え	える。	
1 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の決定 2 法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の要否の決定 3 法第21条の5の8第2項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の変更 4 法第21条の5の9第1項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の取消し 5 法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費の支給の決定 6 法第21条の5の13第1項に規定する満18歳から満20歳までの者に対する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給の決定 7 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療費の支給の決定				
別表第2号の表障害福祉課の部5の款中5の 項までを1項ずつ繰り下げ、同款に1の項とし				↑の項を5の項とし、1の項から3の
1 法第19条第1項の規定による介護給付 費等の支給の決定				
別表第2号の表障害福祉課の部5の款中8の える。)項を6の項	€とし、90	の項をフ	7 の項とし、同項の次に次のように加
8 法第51条の5第1項の規定による地域 相談支援給付費等の支給の決定 9 法第51条の7第1項の規定による地域 相談支援給付費等の支給の要否の決定				
別表第2号の表障害福祉課の部5の款中16の)項を20の項	〔とし、130	の項から	515の項までを4項ずつ繰り下げ、同
款12の項中 を				に改め、同項を同款16の項とし、
同款11の項を同款15の項とし、同款10の項を同	款14の項と	こし、同款:	9 の項の	- D次に次のように加える。
10 法第51条の9の規定による地域相談支援給付費等の支給決定の変更 11 法第51条の10第1項の規定による地域相談支援給付費等の支給決定の取消し 12 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の決定 13 法第51条の18第1項に規定する特例計画相談支援給付費の支給の決定				
別表第2号の表障害福祉課の部5の款に次の	ように加え	_る。		
21 法第76条の 2 に規定する高額障害福祉 サービス等給付費の支給の決定				

附則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

正

誤

平成24年3月19日付け号外第15号

頁	箇所	誤	正
17	上から7行目	(昭和27年総理府令第73号)	(地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)をいう。以下「旧規則」という。)
	上から8行目	同規則	旧規則
24	上から1行目	(昭和27年総理府令第73号)	(地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)をいう。以下「旧規則」という。)
	上から2行目	同規則	旧規則